

上越市生活応援クーポン券 《参加店舗マニュアル》

令和8年4月



1. 事業の目的

上越市では、食料品等の物価高騰による家計負担の軽減および市内消費を促進するため、国の重点支援地方交付金を活用し、市内の店舗等で利用できるクーポン券を発行します。

2. 上越市生活応援クーポン券の概要

「上越市生活応援クーポン券」は、上越市が独自に発行するもので、市民があらかじめ登録された市内店舗等の商品・サービスの提供を受ける際、割引券としてお使いいただけます。

■クーポン券の概要

(1) 対象者

上越市民

(2) クーポン券

1人当たり3,000円分(1,000円券×3枚)のクーポン券

(3) 利用期間

令和8年5月15日(金)～令和8年9月30日(水)

※クーポン券は5月15日(金)から郵送します。

市民へ届き次第、利用可能となります。

(4) クーポン券が使える店舗等

「上越市生活応援クーポン券発行事業登録店舗承認決定通知書」を受けた店舗等

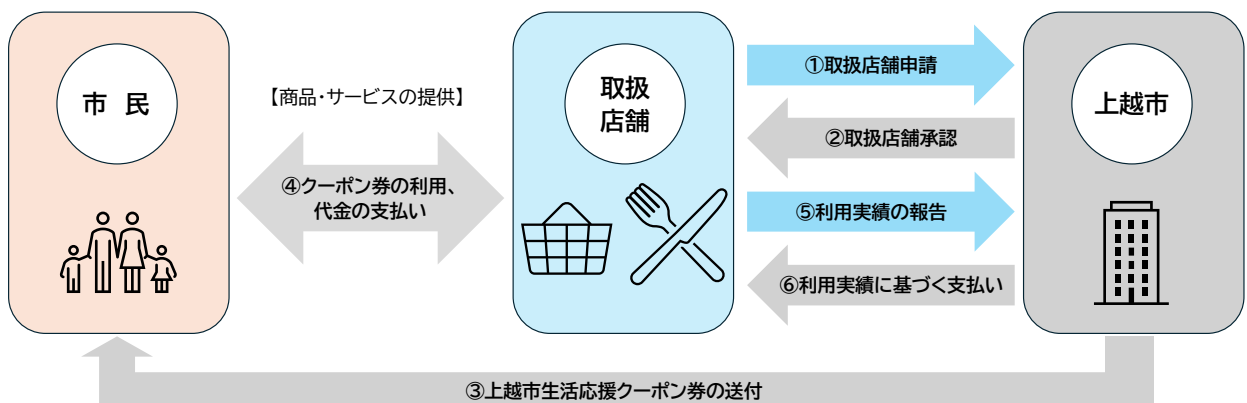
(5) 精算方法

「請求書(市指定様式)」と「クーポン券」を郵送または持参により市に提出

※概ね30日以内に指定口座へ振り込みます。

※精算にかかる手数料の事業者負担はありません。

■「上越市生活応援クーポン券」のながれ



上越市



「上越市生活応援クーポン券」の利用について

- ・クーポン券は、取扱店舗として登録された店舗などが提供する商品・サービスの割引券として利用できます。
- ・事業用途に利用することはできません。
- ・クーポン券は、税込み 1,000 円を基準額とし、商品・サービスの合計額に応じて利用できる券の枚数を判断してください。

<購入額とクーポン券利用枚数(例)>

- 税込み 900 円の会計・・・利用できません。 ※額面未満の利用はできません
- 税込み 1,300 円の会計・・・1 枚利用可能。
- 税込み 2,200 円の会計・・・2 枚利用可能。

(注意点)

- ・コピーしたクーポン券の利用はできません。また、大きく破損したものは利用できません。
市はこれらの精算には応じませんので、コピー利用の疑いがある場合や、大きく破損している場合は、利用をお断りください。
※クーポン番号及び複写防止を含む券面の 3 分の 2 以上が確認できる場合に限り利用できます。
- ・クーポン券とその他の割引券などとの併用は、各店舗に一任します。
- ・お釣りは出ません

3. 対象商品・サービス

クーポン券は、個人消費を目的とした商品・サービス等の購入に利用できます。
次の商品・サービス等の購入、債務の支払いには利用することはできません。

① 不動産又は金融商品

- ・土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払
- ・生命保険料・損害保険料等、金融商品の支払
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ

② たばこ

③ 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

- ・商品券、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、宝くじ等の換金性の高いものの購入

④ 国税、地方税、使用料等の公租公課(特定取引に係る消費税及び地方消費税は除く。)

- ・税金、電気・都市ガス・水道料金等の公共料金等

4. 利用実績の報告・精算方法

Step1 クーポン券の回収



登録店舗は、お客様から受け取ったクーポン券の裏面に
店舗名と**利用年月日**を必ず記載してください。
※記載が無いクーポン券は精算の対象外となります。

上越市生活応援クーポン券 利用上の注意

- 本クーポン券は、「上越市生活応援クーポン券利用可能店舗」においてご利用いただけます。
- クーポン券をご利用の際、つり銭はお返しできません。また、現金との引き換え、譲渡及び転売はできません。
- 利用期限を過ぎたクーポン券はご利用いただけません。
- クーポン券は、利用可能店舗が取り扱っている商品やサービスにご利用いただけます。ただし、次のものは対象外です。(クーポン券をご利用いただけません)
【不動産又は金融商品】【たばこ】【商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの】
【国税、地方税、使用料等の公租公課（特定取引に係る消費税及び地方消費税は除く。）】
- クーポン券の再発行はできません。

最新のクーポン券
利用可能店舗はこちら



〈店舗記入欄〉

店舗名

店舗名を記載ください

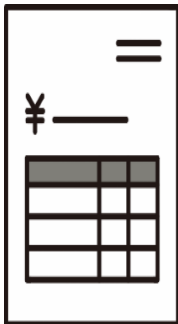
〈店舗記入欄〉

利用日

R 8.

利用年月日を記載ください

Step2 交付申請書兼請求書の提出



月締めで『上越市生活応援クーポン券発行事業補助金交付
申請書兼請求書』を作成し、回収したクーポン券の原本を添
えて翌月 10 日を“目途”に事務局まで提出してください。

※書類提出の目途

- | | | |
|---------------|---|-----------|
| 5月分（～5/31） | → | 6月10日(水) |
| 6月分（6/1～6/30） | → | 7月10日(金) |
| 7月分（7/1～7/31） | → | 8月10日(月) |
| 8月分（8/1～8/31） | → | 9月10日(木) |
| 9月分（9/1～9/30） | → | 10月9日(金) |
| 最終 | | 10月30日(金) |

注意事項

・クーポン券の裏面には店舗で受け取ったことを証明するために、店舗名、利用年月日を漏れなく記載してください。

※記載が無いクーポン券は請求の対象外になります。

・提出するクーポン券は、事業者において切り離して1枚ずつ整えてください。

・書類の提出に際し、複数月分をまとめて提出いただくことも可能です。その際は、1枚の請求書で「●月～●月分」とせず、1枚の請求書につき、1か月分としてそれぞれ作成してください。

例) 7月分と8月分の書類提出

○: 「7月分」で1枚、「8月分」で1枚、それぞれ請求書を作成

×: 「7～8月分」をまとめて1枚の請求書として作成

■提出書類

- ・『上越市生活応援クーポン券発行事業補助金交付申請書兼請求書』
- ・利用済みの『上越市生活応援クーポン券(原本)』

■提出方法

- ・ポスター、マニュアル送付時にお届けした返信用封筒をご活用ください。

※なお、任意の封筒を利用いただくことも可能ですが、その際の郵送料については、ご負担をお願いします。

- ・封筒の中に、「上越市生活応援クーポン券発行事業補助金交付申請書兼請求書」と「クーポン券」を同封ください。

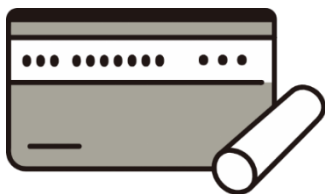
・封筒は、のり付け、テープ貼付などにより確実に封かんをしてください。

■提出先

持参：上越市産業政策課 クーポン券事務局 又は 各総合事務所、南・北出張所

郵送：〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市産業政策課 クーポン券事務局宛

Step3 支払い



提出された書類をクーポン券事務局が受け取った日から概ね30日以内に指定口座に振り込みます。

個別に振り込み日のお知らせはしませんので、通帳を記帳して確認してください。

※到着順に書類の確認を行います。振込日の指定等には応じかねますのでご理解をお願いします。

5. よくある質問事項について

質問	回答
誤って、対象外商品にクーポン券を使ってしまった場合の対応方法は	精算対象外となります。
出前、配達、テイクアウトは対象ですか	自社による配達・店頭受取は対象になります。
偽造、複製の見分け方は	券面に、特殊印刷、ナンバリングの偽造防止加工を施しています。 万が一コピーされた場合は、「複写」という文字が浮き上がります。
不審なクーポン券を出された場合はどうしますか	偽造されたものではないか、ご確認ください。 明らかに、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、利用をお断りいただき、「市クーポン券事務局」までご連絡ください。
クーポン券の利用方法は	クーポン券の額面(1,000円)以上の商品購入やサービス等の利用時に利用できます。 税込み1,000円を基準額とし、商品・サービスの合計額に応じて利用できる券の枚数を判断してください。
クーポン券を利用した際に、おつりは出ますか	出ません。
取扱店舗は、市民の皆さんにどのように周知しますか	取扱店舗は、市のホームページに掲載します。 令和8年4月16日(木)までの受付分は、各世帯へ配布する「利用可能店舗一覧」に掲載します。
店舗に貼る周知用のポスターはもらえますか	同封の「ポスター(A3サイズ)」をご活用ください。 また、上越市ホームページにポスターデータを掲載しますので、併せてご活用ください。
破損したクーポン券を出された場合の対応方法は	クーポン番号、複写防止を含む「券面の3分の2以上が確認できる」場合に限り、取扱いは可能です。 誤って破損したクーポン券を受領した場合は、精算ができず、取扱店舗の負担となりますので、ご注意ください。

期限が過ぎたクーポン券を出された場合は、どうしたらよいですか	期限を過ぎたクーポン券は利用できませんので、お断りください。
クーポン券を受け取る際に、何を確認すればよいですか	次の項目「1 から 5」をご確認ください。 1. クーポン券の名称は、「 上越市生活応援クーポン券 」であるか 2. 有効期間内であるか（令和 8 年 9 月 30 日（水）まで） 3. 偽造防止加工があるか 4. 改ざん、コピーではないか 5. 対象外商品が含まれていないか
クレジットカード、電子マネー、または他のクーポンと併用できますか	店舗側のレジシステムで対応可能であれば、併用いただけます。
商品券の裏面に、店印を押す必要はありますか	二重利用を防止するため、受け取った際に、クーポン券裏面の所定欄に店印を押印するか、サインをお願いします。
クーポン券の換金に手数料はかかりますか	かかりません。
お客様から受け取ったクーポン券を紛失した場合は、どうしたらよいですか	精算ができませんので、紛失されないようご注意ください。

6. お問い合わせ

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

上越市 産業部 産業政策課 クーポン券事務局

電話 025-520-5837（8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く。）

FAX 025-520-5852

E-Mail: coupon@city.joetsu.lg.jp